

対象作業場の考え方について

1 対象作業場に係る現行ガイドラインにおける整理

該当箇所	記載内容	特色
別表第 1 (8 作業場)	著しい騒音を発する屋内作業場 (安衛則第 588 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安衛令第 21 条第 3 項の作業場として作業環境測定を義務付け ・ 概ね製造業を対象 ・ 騒音発生源は、原則として定置式で特定可能 ・ 安衛則第 588 条第 9 号に基づき定められた屋内作業場はない
別表第 2 (52 作業場)	等価騒音レベルで 85dB(A) 以上となる可能性が大きい作業場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内作業場、屋外作業場、その他 (坑内など) ・ 製造業、鉱業、建設業、林業、その他多くの業種を対象 ・ 騒音発生源は、手持動力工具など移動式のもの、複数個所にあるものなどを含む。 ・ 第 26, 32, 48, 51 号に掲げる作業場については、現存する作業であるか要確認
解説 (それ以外)	別表第 1、別表第 2 に掲げられていない作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる場合には、同様な騒音障害防止対策を講ずることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規設備導入に伴う騒音レベル測定の結果に基づく対応 ・ 事業場内 (労働者、衛生管理者、産業医、衛生委員会等) の指摘を契機とする騒音レベル測定の結果に基づく対応 ・ 騒音障害事案その他により騒音レベルを把握した場合の行政指導

2 対象作業場の個別検討

(1) 別表第2の確認

対象作業場	確認状況	対応等
(1)~(25), (27)~(31), (33)~(47), (49), (50), (52)の作業場	令和2年度に実施した郵送調査において、該当する作業場があることが判明している。	
(26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場	関係事業場への聴取により、該当業務を行う作業場があることを確認済	
(32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鑄造の業務を行う作業場	関係団体への聴取により、数は少ないものの該当業務を行う作業場があることを確認済	
(48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場	道路舗装のアスファルト切断作業に特化したダイヤモンド刃のコンクリートカッタが販売されている。	
(51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場	関係団体への聴取により、水圧バーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場があることを確認済	

(2) 別表第2にない作業についての検討

① 別表第2と作業は類似するが、対象物が異なるもの

- ・ 対象物に「等」が付されたものは、対象物での限定はされず、類似の工具等による業務についても当然対象に含まれる。
(例) (1), (3), (25), (47)
- ・ 対象物に「等」が付されていないものは、列挙された対象物以外の対象物による業務については、対象作業場に含まれない。
(例) (13), (24), (26), (31), (35), (41), (43)

② ガイドライン策定以後に普及した作業、工程など

- ・ シールドトンネル工事における軌道車の運転等

③ 以前は騒音レベルの把握が困難とされていた作業、工程など

- ・ コールセンター業務における電話対応
- ・ 複数の騒音源がある遊技場ホールにおける顧客対応

3 対象作業場（特に別表第2）が具体的に示されていることについて

着眼点	労働衛生上の効果	労働衛生上の課題
対象作業場の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・工具等の対象物と業務の種類との組合せにより作業場を特定するものが多い。 ・業種によらず該当する作業の有無で判断できる。 ・騒音レベルを実測することなく、事業者は対象作業場に該当するかどうかの判断が可能であり、労働者は騒音障害リスクを認識しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象作業場が業種別でないため、すべての対象作業場を確認する必要がある。 ・業務の種類が類似する場合でも、対象物が異なるときは対象作業場に該当せず、騒音レベルが高い作業場が含まれない可能性がある。 ・ガイドライン策定以後に普及した作業については、対象作業場に含まれていない。 ・ガイドライン策定時点で騒音レベルの把握が困難であった作業については、対象作業場に含まれていない。
作業環境測定等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生源を念頭に置いた測定デザインとなり、測定結果に基づく措置に結び付きやすい。 ・手持動力工具に対する測定等においては、定期的な測定の必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音作業を断続的に行う作業者や、複数の対象作業場を移動する作業者については、ばく露レベルの評価が困難である。 ・騒音発生源との距離や作業時間など、ばく露レベルに影響する作業管理につなげにくい。
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・当該作業場の作業者は、自身が手持動力工具等を使用しない場合でも騒音作業に従事することとなり、健康診断の対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者と対象作業場との関連付けが明確でないと、結果に基づく事後措置が適切に行われぬおそれがある。 ・騒音作業に常時従事するかどうかは、一義的には事業者による判断となり対象者が洩れるおそれがある。
伝ば防止措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設備の設計段階で、伝ば防止措置等を講ずる必要性が理解されやすい。対象作業場で使用する工具等については、低騒音化の開発が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設備の設置や伝ば防止措置により騒音レベルを低減化した事業場においても、他の事業場と同様の措置を求められるため、リスクアセスメントを実践しにくい。 ・作業工程や作業方法が改善され騒音レベルが十分に低減化した対象作業場についても、引き続きガイドラインに基づく措置を求められる。
労働衛生教育、保護具	<ul style="list-style-type: none"> ・対象作業場に着目した教育を行うことが期待される。 ・対象作業場に適した聴覚保護具等が選定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象作業場以外における騒音障害リスクへの関心が低くなる。